

法律に基づく新たな制度について（開示請求関係）

1 個人情報の開示請求とは

市が保有する自分自身の個人情報の正確性や取り扱いの適正性を確認する仕組みです。市が保有する自分自身の個人情報について閲覧・写しの交付を求めることができます。

この手続きのうち、以下の_____の部分について、改正個人情報保護法に基づき 2023 年度から新たに開始しました。

(1) 開示請求できる人

- ・市が保有する個人情報の本人
- ・市が保有する個人情報の本人の法定代理人
- ・市が保有する個人情報の本人から委任を受けた代理人

(2) 請求の対象となるもの

職員が職務上作成又は取得した個人情報であって、組織的に利用するものとして保有しているもの

(3) 請求方法

ア：市政情報課の窓口で請求書をご記入いただく方法

イ：郵送により請求書をお送りいただく方法

2 運用状況（2023 年 4 月 1 日～2023 年 5 月 8 日）

請求人	本人	9 件
	法定代理人	4 件
	任意代理人	1 件
請求方法	窓口	12 件
	郵送	2 件

(1) 任意代理人による開示請求への対応

次の本人確認書類等の提出・提示を求めます。

(A又はB)

A	<ul style="list-style-type: none"> ・任意代理人の身分証明書 ・本人の実印が押印された委任状 ・本人の印鑑証明書
B	<ul style="list-style-type: none"> ・任意代理人の身分証明書 ・委任状 ・本人の身分証明書

(2) 郵送による開示請求への対応

次の本人確認書類等の提出・提示を求めます。

本人請求	・本人の身分証明書 ・住民票の写し
法定代理人	・法定代理人の身分証明書 ・法定代理人であることを証明する書類 ・法定代理人の住民票の写し
任意代理人	・(1)のA又はB ・任意代理人の住民票の写し

(3) なりすましや利益相反防止のための対応例

- ・ 請求を受けた後に、電話により請求者本人を通話口呼び出し、委任の事実を確認する。又は、請求を受けた後に、請求者宛てに通知し意思確認をする。
- ・ 請求の対象となっている本人がドメスティックバイオレンス等の被害者の保護のための支援措置の対象となっていないかを担当課に確認し、請求者との関係について確認する。
- ・ 対象文書の送付にあたっては、請求者又は本人の了解を得て、本人限定受取による郵便物として送付する。